

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

甲州市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本市は、甲府盆地の北東部に位置し、南西部はほぼ平坦であるが、東部から北部にかけては笹子山系、大菩薩嶺をはじめとする急峻な山岳地帯であり、平坦部と山岳部との間の丘陵地帯は複合扇状地でスロープ状に展開している。また、全体的に日当たりのよい東西傾斜となっており、耕地標高は350～800m、年間降水量は1135.2mm程度とぶどう、もも、すもも、おうとう等を主体とした果樹栽培に適した土壤であることから、地形を活かした果樹産地のブランド化を目指し、食の安全性の確保と共に環境負荷の軽減にも配慮した農業生産方式の普及を進めている。

このように、本地域で栽培される果樹は県内外へ販売されるブランド作物であるため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及も必要となっている。

一方近年、農村の過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、農業用施設の適切な保全管理が困難になってきている。特に中山間地域等では平地に比べ傾斜地が多いほど農業生産条件が不利な地域があることから、耕作放棄の増加による多面的機能の低下が、大きな経済的損失を生じさせることが懸念されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、農業者等が共同で取り組む農地、水路、農道等の保全管理活動を推進するとともに、中山間地域等における農業生産条件に関する不利を補正することにより、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう支援を実施する。また多くの農業者に環境保全への意識を広げるため、環境保全に効果のある化学肥料・農薬の低減等による持続的な取組も併せて働きかける。

このことから、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、耕作放棄地発生防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。また、第2号に掲げる事業の実施にあたっては、第1号に掲げる事業の活用も踏まえた検討を行い、より効果的な事業実施を行う。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	甲州市全域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同行第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

また、法第3条第3項第3号（環境保全）事業としては、本地域で栽培される果樹は県内外へ販売されるブランド作物であるため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及も必要となっている。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

甲州市全域（特定農山村法等による全域及び地域の実情に応じて指定する地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 甲州市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地の全てを対象とする。

（田 1 / 100 以上 1 / 20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満の農用地）

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 山梨県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2）集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が 1ha 未満である場合において、農用地面積が 0.8ha 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると甲州市長が個別に認めた場合には、1ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のう

ち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると甲州市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業及び田から畑への地目変換等。

促進計画区域図

